

# 大規模建築物等景観形成指針

平成4年6月1日施行

## 1. 目的

大規模な建築物、工作物及び広告物等は都市の雰囲気やイメージに大きな影響を与える。これらの大規模建築物等を適切に誘導していくことは、魅力ある都市景観の形成には不可欠である。本指針は、日田景観条例第15条に基づく指針として、大規模建築物等の建築行為等にあたって景観上配慮すべき事項を定める。

## 2. 基本的事項

日田市景観計画の基本理念である「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」の実現に向け、大規模建築物等が果たすべき基本的役割を次のように定め、日田らしい魅力ある景観の創造と快適な環境の構築を目指す。

- 【1】 自然、歴史、文化、都市機能等の地域特性を活かし、周辺景観と調和したまちなみの形成に寄与するものであること。
- 【2】 地域のシンボルとなり、その個性や特長が魅力ある雰囲気づくりに寄与するものであること。
- 【3】 市民や地域住民の共感や愛着が得られるものであること。

## 3. 個別事項

### (1) 良好な景観の向上に関する配慮

- ① 立地する場所の自然的条件、歴史的背景、都市機能等の地域特性を活かして、建築物、工作物、広告物及び敷地の総合デザインを行ない、良好な都市景観の形成に努める。
- ② 骨格的な景観を形成している地区や市民の多くが愛着を持っている優れた景観を有する地区の周辺においては、その景観を損なうことのないよう形態、意匠等(特に勾配屋根等)に対して充分配慮する。
- ③ 眺望の優れた地区においては、その眺望を妨げないよう形態、意匠等に対して充分配慮する。
- ④ まちの玄関、交差点等のまちかど、景観の軸線上などアイストップとなる場所においては、まちのシンボル、ランドマークとなるよう充分配慮する。
- ⑤ 夜間景観の向上に資するものについては、ライトアップやイルミネーション等により夜の景観の演出やにぎわいに配慮する。

### (2) 地域特性に関する配慮

- ① 中心市街地の商業・業務系の地域では、建築物等の外壁の位置、高さの連続性、オープンスペースの確保等に配慮し、周囲のまちなみと調和したゆとりのある都市空間の創出に努める。特に、商業・業務の集積した地域では、風格と賑わいのある雰囲気を演出するよう建築物等の形態、意匠に対して充分配慮するとともに、ショーウィンドーの設置やシャッター等の形態や意匠を工夫することにより、まちなみの連続性の確保に努める。
- ② 沿道商業・沿道住居等の地域では、施設の賑わいづくりに終始するのではなく、建築物等の外壁の位置、高さ、オープンスペース、広告物等に配慮し周囲のまちなみとの調和に努める。

- ③ 住居系の地域では、建築物等の高さ、外構、オープンスペースの確保等に充分配慮し、周囲のまちなみとの調和や眺望の確保に努める。
- ④ 工業・流通系の地域では、建築物等の形態や意匠、オープンスペースの確保、植栽等に配慮し、周囲への圧迫感や繁雑感の軽減に努める。特に、屋根や外壁の材質、色彩等に充分配慮するとともに、設備の露出や突出を抑える工夫に努める。
- ⑤ 市街地周辺の地域では、建築物等の規模、形態、意匠等に充分配慮し、周囲の山並みや田園等の解放感のある風景との調和や眺望の確保に努める。

### (3) 建築物に関する配慮

- ① 規模、配置
  - ・ 地域特性に配慮し、高さや面積等を適切な規模とするよう努める。
  - ・ 連続性のあるまちなみを形成するよう、外壁の位置をそろえる等周囲の建築物や前面道路等の調和に配慮する。
  - ・ 地域特性に配慮し、一般に開放されたオープンスペースの確保等に努める。
- ② 形態、意匠
  - ・ 地域特性に配慮し、ゆとり、風格、賑わい、解放感等の演出に努める。
  - ・ シンボルやランドマークとして新たな景観の創出に寄与するものについては、質の高いデザイン(地域特産材の利用)となるよう努める。
- ③ 建築設備
  - ・ 設備配管や配線等の壁面設備は、外壁面に露出しないよう設置する。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩と揃えるなど違和感、突出感を与えないよう配慮する。
  - ・ 高架水槽や冷却塔等の屋上設備は、壁面の立ち上げやルーバー等により適切な遮蔽を行なう。やむを得ず露出する場合は、前面道路から見えにくい位置に設置するよう配慮する。
  - ・ 屋外階段は、形状、材料、色彩等を建築物本体と揃えるなど適切な処置を講じるよう努める。
  - ・ バルコニー、ベランダ等は、洗濯物等が前面道路から直接見えにくい構造や形態となるよう工夫するとともに、緑化等に努める。
- ④ 外構等
  - ・ 前面道路に面したオープンスペースでは、歩道部との一体的な利用や植栽による修景等に努める。
  - ・ 屋外の駐車場や駐輪場等は、まちなみの連続性や雰囲気損なわないように位置や形態等に配慮するとともに、植栽による修景等に努める。

### (4) 工作物、広告物に関する配慮

- ① 規模、配置
  - ・ 地域特性に配慮し、高さや面積等を適切な規模とするよう努める。
  - ・ 広告物は、可能な限り必要最小限に集約するよう努める。
- ② 形態・意匠
  - ・ 地域特性を考慮し、周辺と調和するよう配慮する。
  - ・ 建築物を利用する広告物にあっては、建築物と一体的なデザインとなるよう努める。
- ③ その他
  - ・ 敷地内の植栽や緑化に努める。